

令和7年度(2025年度)鎌倉市地域包括支援センター

事業評価（令和6年度事業）実施要領

1 評価の目的

地域包括支援センター（以下「センター」とする。）の事業が適切かつ効率的に運営されているか等について、点検・評価を行うことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで、一定の運営水準を確保していくことを目的とします。

2 対象施設

令和6年4月1日時点鎌倉市内に事業所を置く地域包括支援センター 計10箇所

- (1) 鎌倉市社会福祉協議会（鎌倉市御成町18-10）
- (2) 鎌倉きしろ（鎌倉市材木座1-8-6 ヴィラ・エスポアル103）
- (3) 鎌倉静養館（鎌倉市由比ガ浜4-4-30）
- (4) 聖テレジア（鎌倉市腰越1-2-1）
- (5) 聖テレジア第2（鎌倉市津602-184）
- (6) みどりの園鎌倉（鎌倉市常盤165-8）
- (7) 湘南鎌倉（鎌倉市山崎1202-1）
- (8) きしろ（鎌倉市大船1273-1）
- (9) ふれあいの泉（鎌倉市今泉2-4-10）
- (10) ささりんどう鎌倉（鎌倉市城廻270-2）

3 評価の対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（令和6年度）

4 評価の対象事業等

- (1) 地域包括ケアシステムの構築・推進
- (2) 組織／運営体制
- (3) 総合相談支援業務
- (4) 権利擁護業務
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援
- (6) 地域ケア会議
- (7) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- (8) 在宅医療・介護連携
- (9) 認知症高齢者支援
- (10) 生活支援体制整備
- (11) 鎌倉市指定事業

5 実施方法

(1) 地域包括支援センターによる自己評価

厚生労働省が提示する「地域包括支援センター運営状況調査票」を用いて、自己評価を実施します。

(2) 自己評価に基づく鎌倉市による書類審査

「地域包括支援センター運営状況調査票」に入力された自己評価について、鎌倉市で書類審査を実施します。

書類審査では、厚生労働省が提示する「地域包括支援センターの評価指標」に基づき、調査票に記載された回答の妥当性について確認します。

(3) 自己評価に基づく鎌倉市によるヒアリング審査

書類審査を補完し、最終的な事業評価の参考とするため、書類審査による自己評価の妥当性の検証並びに好事例及び課題の内容把握等の観点から、鎌倉市が作成した「地域包括支援センター事業評価個別評価基準」を用いて、ヒアリング審査を実施します。

(4) 鎌倉市介護保険運営協議会による審議

自己評価に基づく書類審査、ヒアリング審査の内容を踏まえた評価結果を、鎌倉市介護保険運営協議会において審議し、事業評価の結果を確定した後、ホームページで公表します。

6 スケジュール

内 容	令和7年度（2025年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①自己評価												
②書類審査												
③ヒアリング審査												
④運営協議会							● (実施方法の承認)					● (評価結果審議・承認)
⑤評価結果の公表												